

# 取手市公共施設等総合管理計画 一概要版一

## ■公共施設やインフラの老朽化が問題となっています

本市の公共施設等は、高度経済成長を背景に人口の増加や行政需要の拡大に比例する形で整備されてきました。実際、本市でも昭和40年代半ばから昭和50年代後半にかけての建設・整備が集中しています。これらの公共施設等は、年月の経過に伴い老朽化が進行し、一斉に更新の時期を迎えることとなります。

今後、更新費用も一斉に必要なことが予想されることから、人口減少や人口構成の変化とともに財政支出の形態が大きく変化する中で、適切な改修・更新等を行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設等の最適な状態を持続可能なものとしていくことが大きな課題となっています。

### ○「取手市公共施設等総合管理計画」とは

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、平成26年(2014)4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、「取手市公共施設等総合管理計画」を策定し、その基本的な方針を定めるものです。

### ○計画期間・対象施設

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点による検討が必要となることから、平成28年度(2016)から平成67年度(2055)の40年間を計画期間とします。また、総合計画(基本計画)の策定時には、本計画との調整を図るものとしてします。対象施設は以下のとおりです。

#### <計画期間>

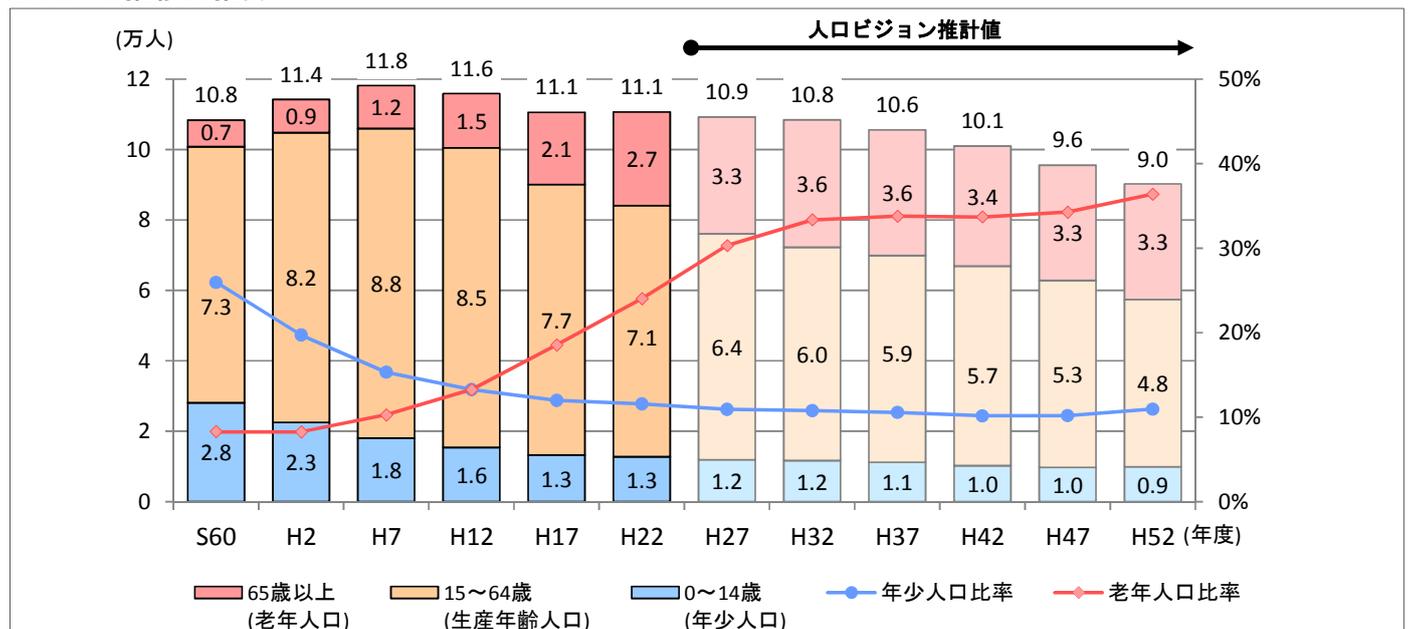
	第1期 (28~35)	第2期 (36~43)	第3期 (44~51)	第4期 (52~59)	第5期 (60~67)
公共施設等 総合管理計画	← 総合管理計画(40年間) ●見直し → ●見直し				
行動計画 (公共施設)	計画策定 (2年)	第1次計画 (6年)	第2次計画 (8年)	第3次計画 (8年)	第4次計画 (8年)
個別施設計画 (インフラ)	インフラは個別施設計画(長寿命化計画, 維持管理計画・方針など)を策定していきます。なお, 策定の際は, 分野横断的な調整を行うものとします。				

#### <対象施設>

公共施設等の種別		保有総量
公共施設(建物系)		24.7万㎡
道路	一般道路	962,701m
	自転車歩行者道路	117,776m
橋梁		2,042m
都市排水		36,306m
河川施設	樋管	8か所
	排水機場	4か所
農業集落排水		1,755m
公園		95.2万㎡

## ■取手市の公共施設等を取り巻く現状と課題

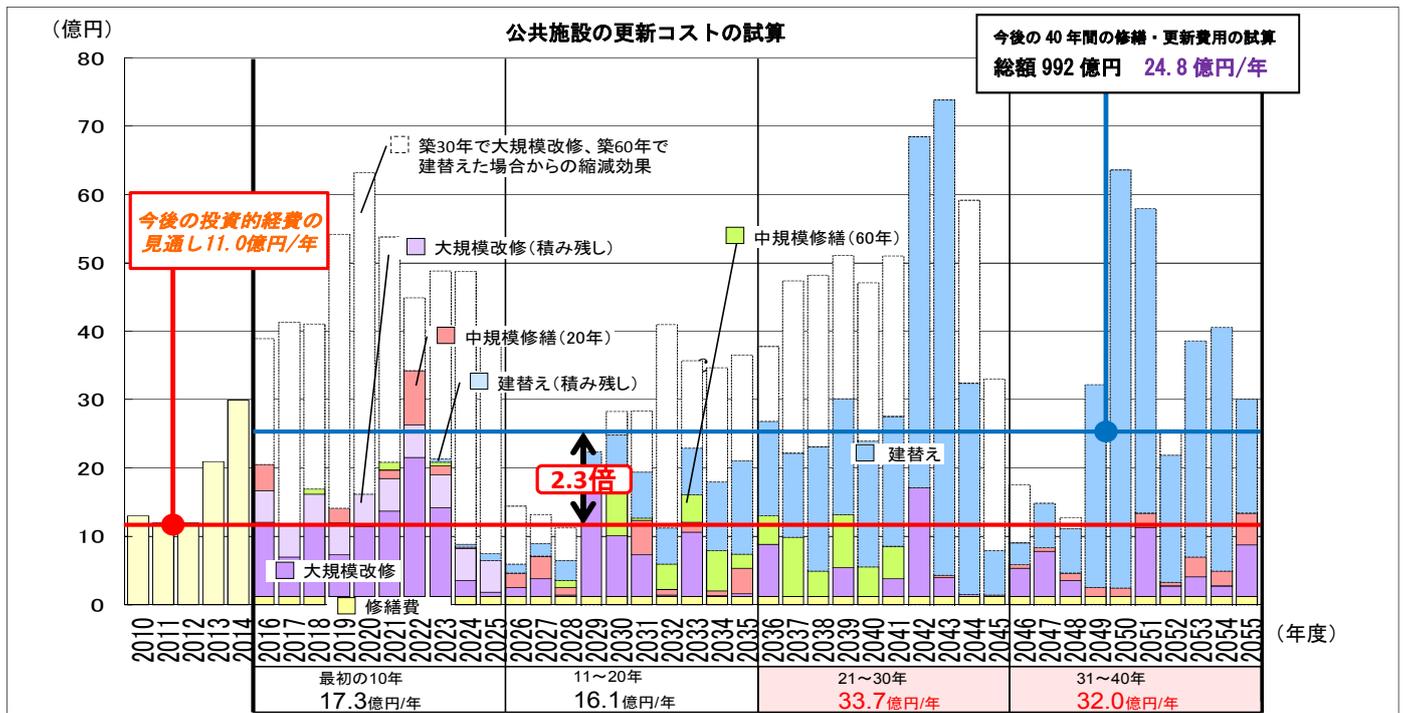
### ○人口の推移と推計



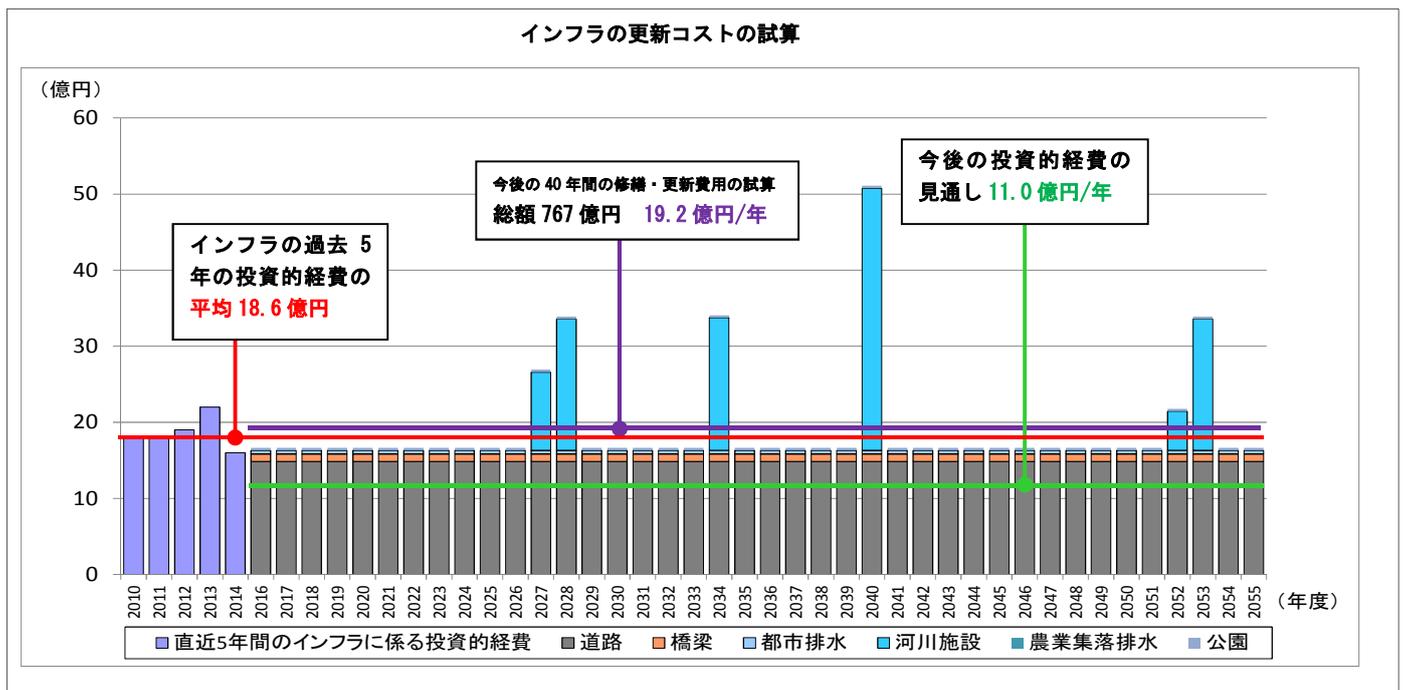
- ・市の総人口は、平成10年の11.8万人をピークに減少傾向にあり、平成27年以降、平成52年までに1.9万人の減少となり、生産年齢人口・年少人口は減少していきます。
- ・平成32年には老年人口数はピークを迎え、全体に占める割合は33%となります。
- ・老年人口比率は平成27年30%から平成52年36%まで上昇していきます。



## ○公共施設等の更新コストの試算結果



- ・今ある全ての公共施設を今後 40 年間維持するための更新費用は、約 992 億円と推計されます。1 年間当たり 24.8 億円が必要となります。これは本市の今後の公共施設にあてられる投資的経費 11 億円の 2.3 倍です。



- ・インフラ（道路・橋梁・都市排水・河川施設・農業集落排水・公園）を試算した結果、今後 40 年間維持するための更新費用は、約 767 億円と推計されます。1 年間当たり 19.2 億円が必要となります。これは、本市の今後のインフラにあてられる投資的経費 11 億円の 1.75 倍です。

### ■公共施設等のすべてを更新することは困難です

- ・充当可能な費用の範囲で、更新できる公共施設の総量を試算すると、総延床面積約 24.7 万㎡のうち約 10.9 万㎡（44%）しか維持できないと想定されます。公共施設の延床面積を縮減する割合に応じて発生する維持管理費や事業運営費相当分を建替えや改修費用に充当できると想定すると、27%の延床面積を縮減することで充当可能な費用とつり合います。そこで、公共施設の総量の縮減率として「27%」を数値目標として設定します。
- ・インフラは、公共施設のように統合、複合化、多機能化等を行うことができないため、厳しい財政状況下で必要な機能を維持していくには、計画的な予防保全管理を行い施設の長寿命化を図ることで、中長期的なライフサイクルコストの縮減や費用負担の平準化を図っていきます。

## ■計画の基本理念・方針

### 基本理念

理念1 時代や地域の変化に対応した市民サービスを継続的に提供する

理念2 将来世代に負担を先送りしない

理念3 市民と行政が共に進める公共施設の未来

### 基本方針

#### 方針1

##### 施設需要の変化に応じた質と量の最適化

人口減少と、人口構造の変化やライフスタイルの多様化等、市民ニーズの変化に対応した公共施設等の最適な質と量を維持する。

原則として新たな公共施設は建設しないものとする。ただし、政策上、新たな公共施設を計画した場合は、既存施設の廃止を進めることで、施設の保有総量の抑制を図るものとする。

#### 方針2

##### 計画的な保全による財政負担の軽減・平準化

計画的かつ優先順位づけを行った保全計画の実施により、長寿命化と財政負担の平準化を図っていく。

#### 方針3

##### 市民等との協働とマネジメント体制の構築

市民との協働、民間事業者との連携等による効率的・効果的な公共サービスの実現と、それを実現するための庁内マネジメント推進体制を構築する。

### 取組方策

#### ● 施設量の最適化・新規整備の抑制

- ①公共施設のスクラップ&ビルドで総量抑制を図る。
- ②公共施設の更新時には、周辺機能の複合化や地域の拠点づくりも含めた機能配置の最適化を踏まえて、施設の存続や廃止を検討する。
- ③近接した公共施設での類似機能の重複及び利用の低い機能の見直しと集約を図る。
- ④施設重視から機能(サービス)重視への転換を図る。
- ⑤地域やエリアごとの土地利用等の特性、将来人口変化等を踏まえ、学校を拠点として、将来の地域ごとのまちづくりや市民ニーズと連動した複合化、多機能化等による公共施設の最適な配置を行う。
- ⑥総合計画のまちづくり施策を踏まえ、子育て世代に魅力的なサービスの最適化を検討し推進する。
- ⑦社会経済情勢の変化等による利用需要に応じたインフラの最適な総量・配置を図る。

#### ● 保全の優先順位づけ・財政計画との連動

##### <保全優先順位づけ>

- ①劣化状況により長寿命化できる施設、できない施設の判断と財政との連動した保全優先順位づけを行う。
- ②現有の公共施設が更新時期を迎える場合、機能の優先順位に基づき、施設維持の可否を決め、優先度の低い施設は原則として、全て再配置を検討する。

##### <財政との連動>

- ③更新対象施設の周辺施設の利用実態や建物状況等を総合的に判断し、機能の集約化や複合化等により、財政制約と連動した公共施設の更新を行う。
- ④適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化を図る。
- ⑤ファシリティマネジメントを導入し、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ⑥跡地・遊休地を売却・賃貸し更新費用に充当していく。

#### ● 市民等との協働、広域連携及び推進体制の構築

- ①市民との協働を推進する。
- ②継続的に市民の意見を収集する機会を設けていく(アンケート調査やワークショップ等)。
- ③跡地の利活用の際は、地域住民の意向を反映させつつ、公募提案型民間活用等を検討する。
- ④国・県及び民間事業者との連携を推進する(広域連携・公民連携等の活用)。
- ⑤民間事業者の資金やノウハウを活用する。
- ⑥近隣自治体との相互利用を促進することにより、行政サービスの充実を図る。
- ⑦積極的に庁内の連携体制と公共施設等のマネジメント推進体制を構築する。

## ■計画の推進にあたっての取組み

### ○市民との情報共有・合意形成の推進

・総合管理計画に基づき策定される計画等の策定にあたっては、市民の意見を収集する機会を設けていきます。また、公共施設等に関する劣化度や利用状況などの情報発信を積極的に行っていきます。

### ○公民連携の推進

・民間による効率的なサービス提供の導入や公民連携(PFI・PPP)など民間活力の導入に向けた検討を進め新たな公共の担い手へ事業移管を推進し、市民サービスの維持・向上に努めます。

・公共施設と民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる施設については、民間活力を導入した施設の複合化を推進します。

・公共施設等における効率的・効果的なサービス提供のあり方や事業手法などについて、民間からの提案を積極的に受け入れる仕組みを構築します。

取手市公共施設等総合管理計画 概要版  
平成28年7月  
発行：取手市 財政部 公共施設整備課  
〒302-8585 取手市寺田5139  
TEL 0297-74-2141(代表)